



平成20年 5月27日

日本原子力発電株式会社

東海発電所「クリアランス制度」対象物に係る 放射能濃度の確認証の受領について

当社は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、平成20年3月26日、放射能濃度の確認申請（第2回目）を行いました東海発電所の「クリアランス制度」*¹対象物（金属）約291トンについて、本日、経済産業大臣から放射能濃度の測定及び評価結果*²に係る確認証を受領しましたので、お知らせします。

今回確認を受けた金属についても、資源として有効活用するため、再生加工します。

- *1: 原子力発電所の廃止措置や運転・保守に伴って、発生する廃材の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視でき、「放射性物質として扱う必要がないもの」と法令上定められているものも含まれている。これらを測定・評価し、基準値以下であることを確認したものをリサイクルしたり、処分することができる制度を「クリアランス制度」と呼ぶ。
- *2: 東海発電所の廃止措置工事で発生する撤去物のうち「クリアランス制度」対象物（それら対象物のうち金属の一部（約2,000トン））に係る放射能濃度の測定及び評価方法について、制度導入後、初めて平成18年6月2日に経済産業大臣宛に認可申請を行い、平成18年9月8日に認可を受けた。平成20年3月26日の確認申請は、この測定及び評価方法に基づくもの。第1回の確認申請は平成19年4月27日に行い、確認証を平成19年5月31日に受領し、確認を受けた金属について、資源として有効活用するため、再生加工を進めている。

以 上

添付資料: 東海発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認証の受領と再生加工

参考資料: 東海発電所における「クリアランス制度」対象物の取扱いについて

東海発電所において用いた資材等に含まれる放射性物質の 放射能濃度についての確認証の受領と再生加工

東海発電所は、平成 10 年 3 月に営業運転を停止し、平成 13 年 12 月より廃止措置に着手して以降、現在まで計画どおり廃止措置工事を進めている。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正(平成 17 年 12 月施行)により、クリアランス制度が制定され、「放射性物質として扱う必要がないもの」の取扱方法が定められた。

平成 18 年 6 月 2 日、東海発電所の廃止措置工事で発生する撤去物の一部(金属約 2,000トン)について放射能濃度の測定及び評価方法に係る認可申請を経済産業大臣宛に行い、平成 18 年 9 月 8 日、認可を受けた。

この認可された方法に従い測定及び評価を完了した約 291 トンの金属について、平成 20 年 3 月 26 日、放射能濃度についての確認申請(第2回目)を経済産業大臣宛に行い、本日、本申請に対する確認証を受領した。

なお、平成 19 年 4 月 27 日に約 107 トンの金属について第1回目の確認申請を行い、平成 19 年 5 月 31 日に確認証を受領し、確認を受けた金属について、資源として有効活用するため、再生加工を進めている。

今回確認を受けた金属についても、資源として有効活用するため、再生加工する。

1. 放射能濃度についての確認申請概要

(1) 放射能濃度確認対象物が生じる施設の名称及び所在地

名称 東海発電所
所在地 茨城県那珂郡東海村白方 1 番の 1

(2) 確認申請対象となった「クリアランス制度」対象物

確認申請の対象は、東海発電所の廃止措置工事で発生する撤去物のうち、原子炉建屋から発生する金属の一部であり、その量は、炭素鋼 約 291 トンである。

(3) 測定・評価結果

確認申請対象となった「クリアランス制度」対象物は、全て省令*1第2条で規定される放射能濃度に係る基準を満たしていることを確認した。

*1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 第 4 項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

2. 再生加工の概要

(1) 鋳造品 (用途) ・ 応接テーブル、ベンチ、ブロック
・ 原子力関連施設の遮へい体

(2) 電炉製造品 (用途) ・ 原子力関連施設の建設工事で使用する鉄筋

東海発電所における「クリアランス制度」対象物の取扱いについて

参考資料

東海発電所 廃止措置全体工程及び廃棄物発生量

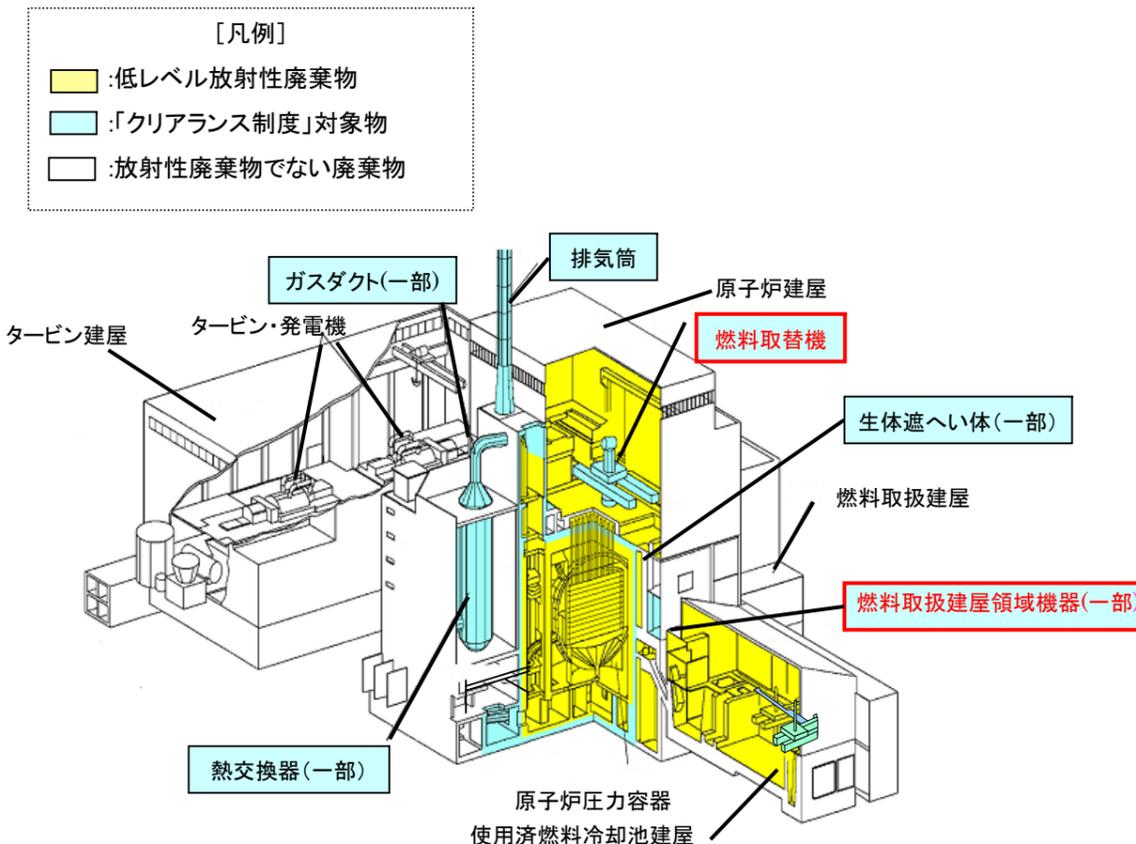
		H13~17 01~05	H18 06	H19 07	H20 08	H21 09	H22 10	H23 11	H24 12	H25 13	H26 14	H27 15	H28 16	H29 17	
東海発電所 廃止措置 全体工程		← 原子炉領域安全貯蔵					→ 原子炉領域解体撤去							建屋 解体撤去	
		原子炉領域以外の解体撤去													
		クリアランス対象物の推定（除染後）発生量*1 (単位：トン) 合計													
材質	金属*2	1400	570	690	680	510	380	110	150	20	20	140	160	0	4,900
	コンクリート	0	0	0	10	0	0	30	2600	0	0	12000	12000	9000	35,400

*1: 概算値のため合計値が一致しない場合がある。
*2: 保温材は金属に含む

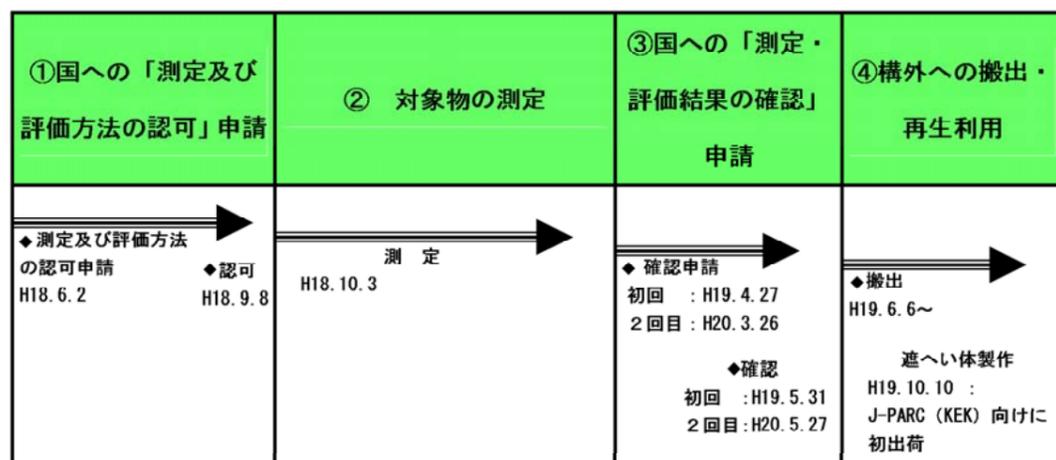
《廃棄物の発生量》

低レベル放射性廃棄物		約 23,500 トン (約 12%)
クリアランス対象物	金属	約 4,900 トン うち、約 2,000 トンの測定・評価方法について H18.9.8 に認可
	コンクリート他	約 35,400 トン [コンクリートの大部分は建屋解体撤去で発生]
放射性廃棄物でない廃棄物		約 128,700 トン (約 67%)
合計		約 192,200 トン

注)このほか、運転中に発生した廃棄物の一部(現在発電所内に保管)がある。

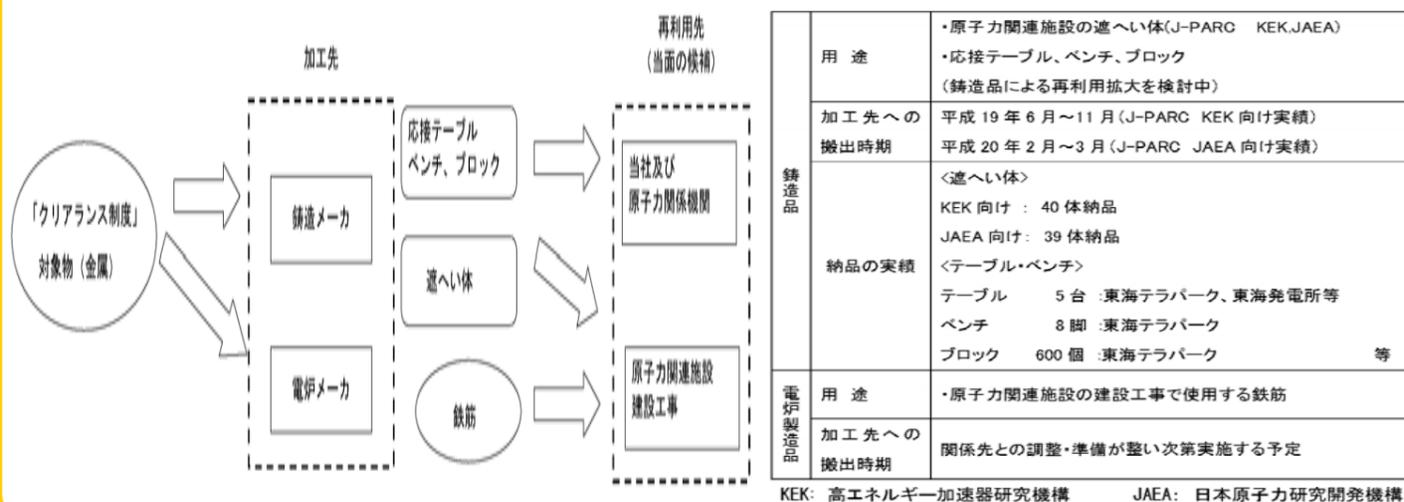


東海発電所 「クリアランス制度」に係る主な手続き

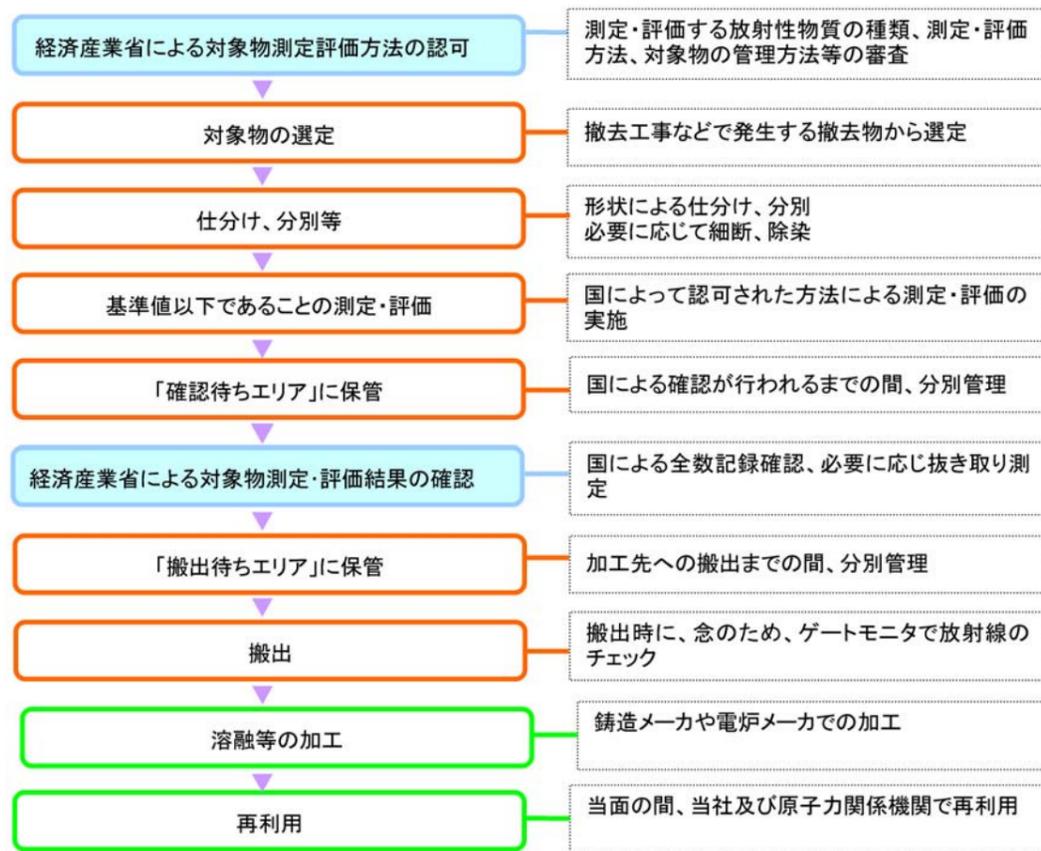


東海発電所 「クリアランス制度」対象物の当面の再利用方針

今回確認申請を行った対象物の金属は、溶融等を行い、鋳造品や鉄筋等に加工し、当社及び原子力関係機関、原子力関連施設建設工事、理解活動を目的としたデモンストレーション用製品等で活用する予定



東海発電所における対象物の取扱い手順



「クリアランス制度」対象物測定装置



測定方法	専用容器に収納して測定
専用容器外寸(m)	1.3 (W) × 1.3 (L) × 1 (H)
測定容量	1.5m ³ 以内
測定重量	1トン以内
測定時間	約 12 分

測定後は分別管理されたエリアに保管



ゲートモニタによる構外搬出時のチェック

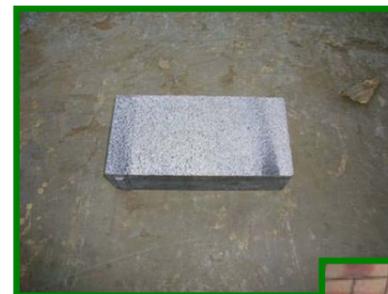


東海発電所「クリアランス制度」対象物再利用(鑄造品)



遮へい体

1000 × 500 × 200mm
約 700kg



ブロック (構内利用)
230 × 110 × 55mm
約 10kg



ベンチ (背有り)



ベンチ (背なし)



応接テーブル

